

市川市人事行政運営等の状況

平成17年6月に「市川市人事・給与制度の運営状況の公表に関する条例」が施行されましたので、今年度も「市川市人事行政運営等の状況」の中で給与の状況と併せてお知らせします。

この公表は、地方公共団体の人事行政運営の公正性、透明性を高めることを狙い、平成17年度の人事や給与、福利などの実態を市民の皆さんにご理解いただくためのものです。

また、職員給与の状況につきましては、他団体との比較などを追加した詳細な内容のものを平成19年3月に総務部職員課のホームページに掲載する予定です。

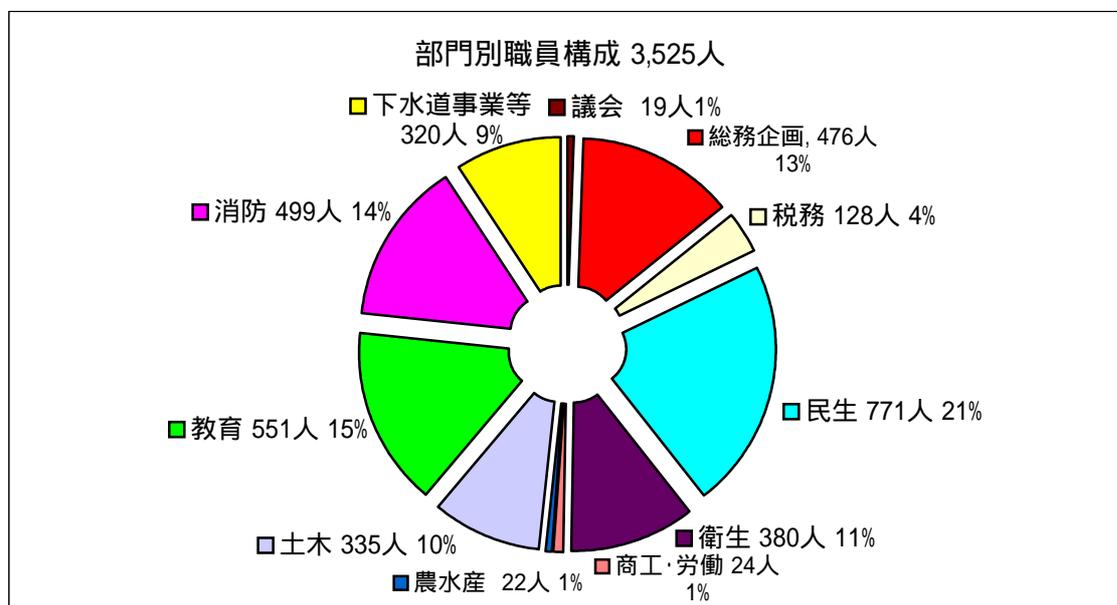
1. 職員の任免及び職員数等に関する状況

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

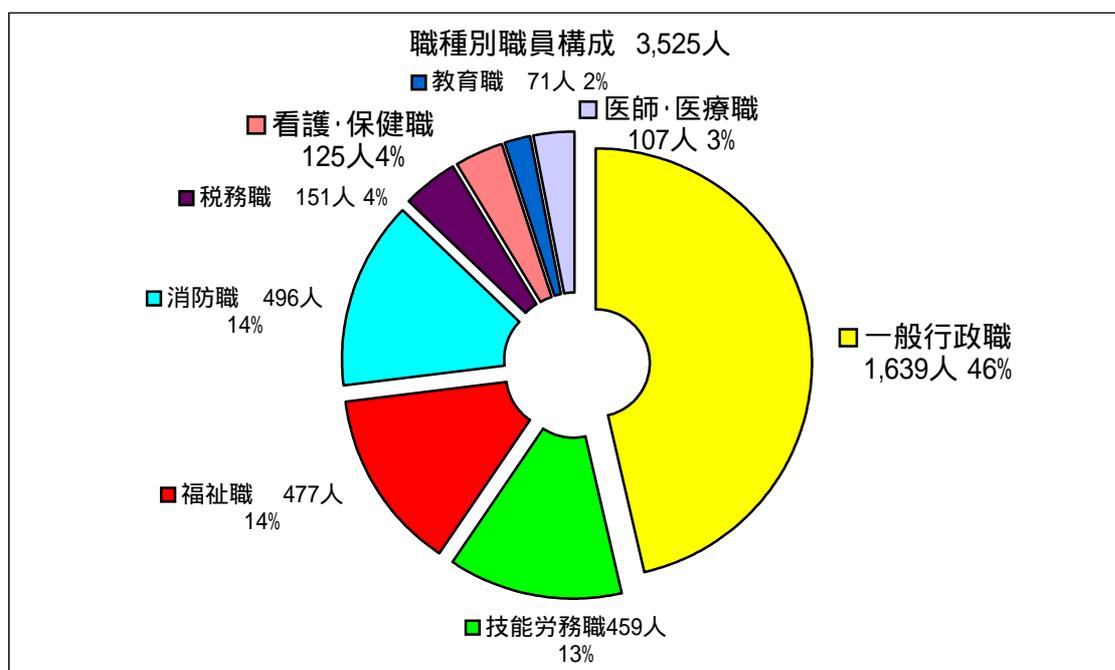
部 門	区 分	職員数					対前年度増減数				
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
一 般 行 政 部 門	議会	19	19	19	19	19	1	0	0	0	0
	総務企画	480	480	479	483	476	12	0	1	4	7
	税務	129	128	127	130	128	3	1	1	3	2
	民生	799	785	778	767	771	10	14	7	11	4
	衛生	447	428	409	388	380	1	19	19	21	8
	労働	9	8	7	7	9	4	1	1	0	2
	農林水産	23	24	23	23	22	0	1	1	0	1
	商工	20	18	17	17	15	2	2	1	0	2
	土木	343	343	343	341	335	7	0	0	2	6
	小計	2,269	2,233	2,202	2,175	2,155	16	36	31	27	20
特 別 部 門 行 政	教育	659	634	599	575	551	48	25	35	24	24
	消防	501	499	499	499	499	1	2	0	0	0
	小計	1,160	1,133	1,098	1,074	1,050	49	27	35	24	24
普通会計計		3,429	3,366	3,300	3,249	3,205	65	63	66	51	44
公 会 営 計 企 業 部 門 等	病院	91	93	94	99	98	6	2	1	5	1
	下水道	59	55	56	56	56	2	4	1	0	0
	その他	158	166	169	165	166	4	8	3	4	1
	小計	308	314	319	320	320	12	6	5	1	0
合 計		3,737	3,680	3,619	3,569	3,525	53	57	61	50	44

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2. 総務企画に浦安市川市民病院理事を含み、教育には教育長は含んでいません。



平成18年12月公表



職員の採用及び退職の状況

採用者数 (平成17年度)

職種	採用者数
一般行政職	60人
一般事務職	3人
保育士	3人
幼稚園教諭	2人
理学療法士	4人
作業療法士	3人
言語聴覚士	1人
看護師	3人
相談指導員	1人
医師	1人
歯科医師	1人
消防吏員	11人
計	93人

職員採用試験の状況 (平成17年4月1日)

職種	応募者数	合格者数
一般行政職	1,864人	45人
一般事務職	43人	3人
保育士	110人	3人
幼稚園教諭	58人	2人
理学療法士	7人	4人
作業療法士	9人	3人
言語聴覚士	8人	1人
看護師	3人	3人
相談指導員	7人	1人
消防吏員	52人	11人
計	2,161人	76人

退職者数 (平成17年度)

退職事由	退職者数
定年	41人
勸奨	22人
普通	55人
死亡	4人
計	122人

(注) 左表との差である17人の主なものは、学校からの出向者です。

2. 人件費の状況 (平成17年度普通会計決算)

人件費とは一般職員に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当のほか共済費(社会保険料の事業主負担分に相当するもの)などを含む経費の合計をいいます。

平成17年度の普通会計決算における人件費の状況は下表のとおりです。

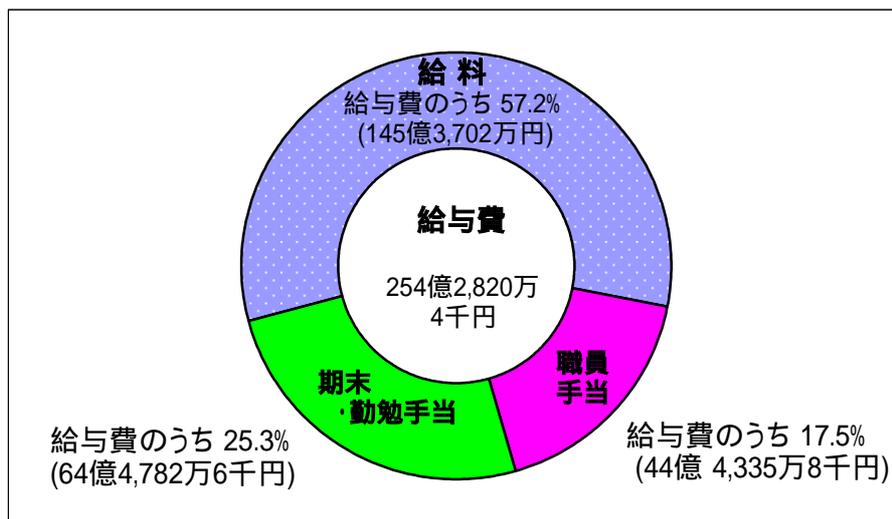
住民基本台帳人口 (平成18年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
453,102人	109,123,249千円	3,810,128千円	31,406,591千円	28.8%	29.0%

3. 職員給与費の状況

平成18年度一般会計当初予算における職員給与費の状況は下表のとおりです。

職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
3,235人 (69人)	14,537,020千円	4,443,358千円	6,447,826千円	25,428,204千円	7,696千円

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. ()は再任用短時間勤務職員で外書です。



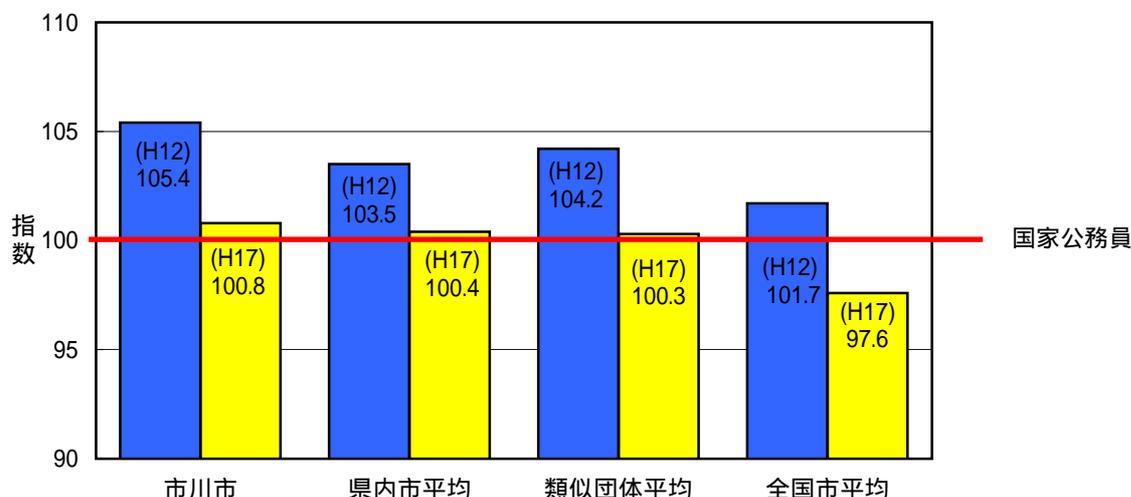
4. 職員の平均給料月額、

平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	389,214 円	520,243 円	45歳 3ヶ月
技能労務職	353,003 円	434,482 円	48歳 2ヶ月
うち清掃職員	352,822 円	459,718 円	/
うち学校給食員	349,744 円	404,211 円	
うち用務員	346,143 円	421,302 円	
幼稚園教育職	373,169 円	433,853 円	43歳10ヶ月

(注) 平均給与月額とは、給料と職員手当(期末・勤勉・退職手当を除く)の合計です。

ラスパイレス指数



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員(一般行政職)の給料を100として比較した給料水準です。

平成18年12月公表

5. 職員の初任給の状況 (平成18年4月1日現在)

学校卒業後すぐに採用された者の初任給月額下表のとおりです。

区分		市川市	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	174,300 円	179,200 円
	高校卒	149,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	151,800 円	
	中学卒	141,600 円	

6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成18年4月1日現在)

一般行政職、技能労務職、教育職の経験年数別、学歴別の平均給料月額は下表のとおりです。

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,900 円	329,500 円	388,400 円
	高校卒	211,700 円	269,900 円	320,400 円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	302,000 円
	中学卒	該当なし	252,700 円	277,100 円
教育職	大学卒	該当なし	329,500 円	該当なし
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

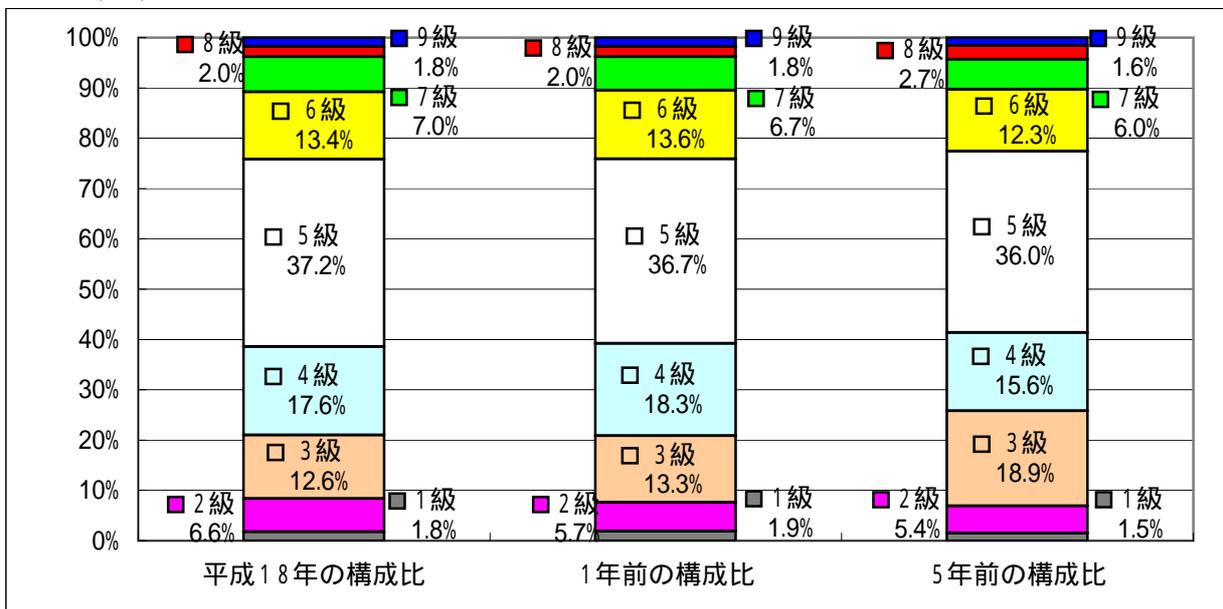
(注) 経験年数には、採用前に民間勤務歴がある場合等、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数も含まれます。

7. 一般行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

一般行政職の級別職員数とその構成は下表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	次長	部長		
職員数	30人	108人	206人 (47人)	288人	609人	220人	114人	33人	30人	1,638人(47人)	
構成比	1.8%	6.6%	12.6% (100%)	17.6%	37.2%	13.4%	7.0%	2.0%	1.8%	100% (100%)	
参考	1年前の構成比	1.9%	5.7%	13.3% (100%)	18.3%	36.7%	13.6%	6.7%	2.0%	1.8%	100% (100%)
	5年前の構成比	1.5%	5.4%	18.9%	15.6%	36.0%	12.3%	6.0%	2.7%	1.6%	100%
管理職手当支給割合	-	-	-	-	-	13/100	14/100 16/100	16/100 17/100	17/100 19/100		

- (注) 1. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 2. 6級以上の職員には、職務に応じた割合で管理職手当が支給されます。
 3. () 内は、再任用短時間勤務職員で外書です。



平成18年12月公表

8. 昇給期間短縮の状況

職員は通常12ヶ月間良好な成績で勤務したとき昇給しますが、勤務成績が特に良好な場合などには、この昇給期間が短縮されます。短縮の状況は下表のとおりです。

区 分		計	一般行政職	技能労務職
17年度	職員数 A	2,097人	1,638人	459人
	普通昇給期間(12ヶ月)を短縮して昇給した職員数 B	22人	22人	0人
	比率 B / A	1.0%	1.3%	0.0%
16年度	職員数 A	2,131人	1,649人	482人
	普通昇給期間(12ヶ月)を短縮して昇給した職員数 B	30人	26人	4人
	比率 B / A	1.4%	1.6%	0.8%

(注) 昇給期間の短縮には、昇給に伴う短縮のほか、初任給調整による短縮が含まれます。

9. 期末手当・勤勉手当 (平成17年度)

期末・勤勉手当は、民間企業の賞与などに相当するものです。職員に支給された割合は下表のとおりです。

区分	市 川 市			国		
	支給実績(17年度決算)			6,143,461 千円		
	1人当たり年間平均支給額			1,803 千円		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.4ヶ月分	0.7ヶ月分	2.1ヶ月分	1.4ヶ月分	0.7ヶ月分	2.1ヶ月分
12月期	1.6ヶ月分	0.75ヶ月分	2.35ヶ月分	1.6ヶ月分	0.75ヶ月分	2.35ヶ月分
計	3.0ヶ月分	1.45ヶ月分	4.45ヶ月分	3.0ヶ月分	1.45ヶ月分	4.45ヶ月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置有			職制上の段階、職務の級等による加算措置有		

10. 退職手当の状況 (平成18年4月1日現在)

職員が退職した場合に支給される退職手当は、退職時の給料月額に退職事由や勤続年数に応じた一定の率を乗じて得た額になります。

市 川 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	29.484 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給 1号) (2%~20%加算)			(退職時特別昇給 1号) (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	10,624 千円	26,499 千円			

(注)1人当たり平均支給額は平成17年度実績額です。

11. 職員手当の状況 (平成18年4月1日現在)

地域手当

支給実績(17年度決算)		1,499,865 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		440,101 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市川市	10 %	3524人(66人)	10 %

(注)1. 支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額は、平成17年度における調整手当の額です。

2. 支給対象職員数の()内は、再任用短時間勤務職員で外書です。

平成18年12月公表

特殊勤務手当

支給実績(17年度決算)	91,614 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	57,837 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	46.1 %		
手当の種類(手当数)	35		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等歳入の徴収に従事した職員	市税、保育料等徴収	日額280円
滞納処分手当	財産差押に従事した職員	市税、国保税等差押	日額300円
調査手当	市税の賦課調査等に従事した職員	税の賦課、評価調査	日額170円、220円
財産取得交渉手当	財産の取得交渉に従事した職員	財産の取得交渉	日額350円
社会福祉指導手当	社会福祉主事等の職務に従事した職員	社会福祉主事等の職務	月額3,700円、4,500円
心身障害者訓練手当	心身障害者指導訓練に従事した職員	心身障害者指導訓練	月額4,500円
介護手当	心身障害者又は老人の介護に従事した職員	心身障害者等介護	日額300円
行旅死病人取扱手当	行旅死病人の収容処理に従事した職員	行旅死病人取扱	1件当たり2,500円、3,500円
医務手当	医療施設等の医師、歯科医師	診療、救護、保健指導	月額140,000円
放射線取扱手当	エックス線等の取扱に従事した職員	エックス線放射線取扱	日額200円
夜間看護等手当	病院、介護老人保健施設に勤務する職員	深夜にわたった看護、介護	1回3,400円、6,800円
感染症消毒作業手当	感染症の消毒作業に従事した職員	法に規定する一類～三類感染症	日額600円
健康相談指導手当	結核患者の健康相談、指導に従事した職員	結核患者の健康相談、指導	日額200円
予防接種勤務手当	予防接種に従事した保健師、看護師	予防接種業務	日額150円
臨床検査手当	病院、介護老人保健施設に勤務する職員	採血、生化学検査	日額200円
施設勤務手当	作業環境が特殊な施設等に勤務する職員	施設勤務	月額2,000円、4,500円
変則勤務手当	変則勤務をする職員	変則勤務	月額500円
土曜日曜勤務手当	土曜日曜に正規勤務時間を割振られた職員	土曜日曜正規勤務	日額800円
特定自動車運転手当	乗車定員30人以上のバスの運転に従事した職員	運転業務	日額450円
清掃作業手当	ごみの収集、処理作業等に従事した職員	ごみの収集、処理等業務	日額450円
葬儀作業手当	火葬、納骨等に従事した職員	葬儀作業	日額450円
動物死体処理作業手当	動物死体の処理作業に従事した職員	動物死体処理作業	1件当たり120円
水洗便所、浄化槽検査指導手当	浄化槽の管理指導等に従事した職員	検査、管理指導業務	日額250円
特定化学物質取扱手当	特定化学物質の取扱に従事した職員	特定化学物質取扱業務	日額300円
土木作業手当	土木、公園の作業に従事した職員	道路補修、草刈消毒等	日額450円
給食調理手当	給食調理に従事した職員	給食調理業務	日額250円
守衛業務手当	守衛業務に従事した職員	守衛業務	月額4,000円
ボイラ-取扱手当	ボイラ-の取扱に従事した職員	ボイラ-取扱業務	日額250円
飼育作業手当	動物園に勤務する職員	動物飼育作業	月額4,000円
出動手当	消防職員	火災、救急業務等	1回140円～500円
機関勤務手当	消防職員	消防車、救急車の運転業務	1勤務180円～220円
消防夜間特殊業務手当	消防職員	夜間特殊業務	1回260円
消防特別救助隊員手当	消防職員	特別救助隊員業務	月額2,800円
潜水作業手当	消防職員	潜水作業	1回300円
年末年始勤務手当	年末年始に勤務した職員	年末年始勤務	1時間800円(8時間限度)

平成18年12月公表

時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	986,271 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	340 千円
支給実績(16年度決算)	904,866 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	309 千円

その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他親族2人まで6,000円/人(扶養親族でない配偶者がある場合は1人目6,500円、配偶者がいない場合は1人目11,000円) 3人目以降5,000円/人 満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで子1人5,000円加算	同		404,913 千円	225,076 円
住居手当	借家の場合(家賃6,000円を超える場合に限る)家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給 持家かつ世帯主の場合10,000円/月支給	異	借家(家賃12,000円超に限る)限度額は市と同じ自宅の場合新築・購入後5年間のみ月額2,500円支給	308,444 千円	152,619 円
通勤手当	電車 6ヶ月定期相当額支給 バス回数券相当額支給 自転車等を使用する場合距離に応じて2,000円から24,500円まで支給	異	電車、バスを利用する場合6ヶ月定期代を基礎として1ヶ月あたり55,000円まで全額支給	316,516 千円	104,599 円
管理職手当	給料月額に対し13%~19%を職務に応じて支給	異	俸給月額に対し8%~25%を官職に応じて支給	409,935 千円	808,550 円
休日勤務手当	休日等において勤務した場合、時間単価の100分の135~160の範囲で支給	同		177,778 千円	61,282 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで勤務する職員に対し、その勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の25を支給	同		52,167 千円	123,618 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員は、その勤務1回につき4,200円(医師は20,000円)を支給	同		369 千円	123,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日に本来業務以外で勤務した場合に職務に応じて5,000円~12,000円の範囲で支給	異	官職に応じて4,000円~18,000円の範囲で支給	4,132 千円	8,150 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が市内に滞在することを要する場合に支給する1日3,970円~6,620円			- 千円	- 円

平成18年12月公表

12. 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

特別職の給料、報酬等は平成15年7月1日より、退職手当は平成17年4月1日より下表のようになっています。

区 分		月 額	期末手当	退職手当
給料	市 長	1,067,000 円	(平成17年度) 6月期 2.1ヶ月分	給料月額 × 在職月数 × 0.57 (16年度までの支給率 0.7)
	助 役	879,000 円		給料月額 × 在職月数 × 0.36 (16年度までの支給率 0.4)
	収入役	765,000 円		給料月額 × 在職月数 × 0.26 (16年度までの支給率 0.3)
報酬	議 長	760,000 円	12月期 2.35ヶ月分	
	副議長	685,000 円	計 4.45ヶ月分	
	議 員	634,000 円		

(注) 退職手当は任期毎の支給です。

13. 勤務時間その他勤務条件の状況

勤務時間

職員の勤務時間は原則として次のとおりです。(平成18年4月1日現在)

勤務時間	午前8時40分 ~ 午後5時10分 休憩時間を除いて7時間45分で1週間あたり38時間45分
休憩時間	午後0時15分 ~ 1時(45分)
休息時間	午後0時 ~ 0時15分 及び 午後3時 ~ 3時15分 (各15分で勤務時間に含まれる。)

休暇制度

職員の休暇制度は次のとおりです。(平成18年4月1日現在)

	年次休暇 (1暦年につき20日付与。20日を限度に翌年に繰り越し可) [平成17年度の取得状況] 1人平均日数:15.1日	
	病気休暇 (負傷又は疾病により療養を要する場合)	
	特別休暇 (19種類)	
	原因	期間
	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断	必要と認める期間
	2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による交通遮断	必要と認める期間
	3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による職員の現住居の滅失又は破壊	7日以内において必要と認める期間
4 交通機関の事故等の不可抗力の事故	必要と認める期間	
5 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	必要と認める期間	
6 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をするとき	必要と認める期間	

平成18年12月公表

有給休暇

<p>7 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が別に定めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>1年につき5日以内において必要と認める期間</p>
<p>8 選挙権その他の公民権の行使</p>	<p>必要と認める期間</p>
<p>9 婚姻したとき</p>	<p>7日以内において必要と認める期間</p>
<p>10 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が分べんするとき</p>	<p>配偶者の分べん予定日以前3週間に当たる日から分べん日後3週間を経過する日までの期間内において5日以内で必要と認める期間</p>
<p>11 配偶者の分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から分べん日後8週間を経過する日までの期間内に、当該分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>配偶者の分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から分べん日後8週間を経過する日までの期間内において5日(当該分べんに係る子が2人以上である場合にあっては、5日に当該2人目以降の子1人につき2日を加えた日数)以内で必要と認める期間</p>
<p>12 職員が分べんするとき</p>	<p>医師又は助産師の証明に基づき分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から分べん日後8週間を経過する日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間</p>
<p>13 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与えるとき</p>	<p>勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間を超えない範囲内において必要と認める時間</p>
<p>14 妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受けるとき</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、1回当たりの時間は、1日の正規の勤務時間の範囲内において必要と認められる時間とする。</p>
<p>15 職員が生後3年に達しない子を育てるとき</p>	<p>1日2回 1回45分(職員がこの項の休暇を使用しようとする日において、その子の当該職員以外の親が同日にこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)</p>
<p>16 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をいう。)、健康診断又は予防接種のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>1年につき5日(養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。))が2人以上いる場合にあっては、5日に当該2人目以降の子1人につき2日を加えた日数)以内において必要と認める期間</p>

平成18年12月公表

	17 女性職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとき	2日を超えない範囲内において女性職員が請求した期間
	18 忌引	別表に定める期間内において必要と認める期間
	19 職員の福利厚生計画の実施	必要と認める期間
無給休暇	組合休暇（職員団体の業務又は活動に従事する場合）	
	介護休暇（配偶者又は2親等以内の親族の介護にあたる場合） 【平成17年度の取得状況】 取得者：述べ10人 取得期間：1月以下 6人、1月超2月以下 3人、3月超4月以下 1人	

14. 休業制度

職員の休業制度は次のとおりです。（平成18年4月1日現在）

休業の名称	内 容
育児休業	子が三歳になるまで取得できる無給休業 【平成17年度の取得状況】 女性43人、男性0人
部分休業	三歳に満たない子の保育園の送迎等のために30分単位で2時間まで取得できる無給休業 【平成17年度の取得状況】 女性0人、男性0人

15. 分限及び懲戒の状況（平成17年度）

分限処分	懲戒処分
降任 0人	戒告 5人
免職 0人	減給 0人
休職 45人	停職 1人
降給 0人	免職 1人
計 45人	計 7人

16. 服務の状況（平成17年度）

職務専念義務免除

研修・講師依頼	314人
職員組合活動	30人
文化体育活動	61人
勸奨退職	17人
その他	3人
計	425人

営利企業等の従事許可

公務	10人
講師	5人
その他	0人
計	15人

17. 研修及び勤務評定の状況

職員研修制度

市川市の職員研修は、職位ごとに受講を義務付けた一般研修、公募型で希望者が受講できる特別研修、そして高度な専門知識の習得や職務遂行能力の向上を図るために研修機関に派遣する派遣研修で組み立てられています。

平成17年度の研修受講者数

一般研修	1,101人
特別研修	1,195人
計	2,296人

勤務評定

市川市の勤務評定制度は、地方公務員法第40条の定めに従い、昭和58年度から実施しているものです。その内容は、1年を上期と下期の半年毎に分けて、その間の職員の勤務状況を直属の上司が評定して、職員の育成や昇任、昇給等の処遇に役立てるものです。そして、平成11年度には、評定要素を成績、情意、能力別に11項目に細分化するとともに、平成13年度からは、評価結果を勤勉手当の支給率に反映させるなど、制度の充実に努めています。

市川市職員勤務評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき実施する職員の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)について必要な事項を定める。

(被評定者の範囲)

第2条 勤務評定は、次の各号に掲げる者を除き、すべての職員について実施する。

(1) 臨時的任用職員

(2) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く)

(3) 任命権者が評定の実施を不相当又は不必要と認める職員

(評定の種類)

第2条の2 勤務評定は定期評定及び特別評定の2種類とする。

(評定日及び評定期間)

第3条 定期評定は毎年5月1日と11月1日を評定日とし、その評定期間は各評定日前6月の期間とする。

(条件附採用期間の評定)

第3条の2 特別評定は採用から5月を経過した日を評定日とし、その評定期間は採用から5月の期間とする。

(評定者)

第4条 勤務評定を行う者(以下「評定者」という。)は、任命権者が被評定者の監督者の中から指定するものとする。

(調整者)

第4条の2 調整者は評定者が行った評定に補正の必要を認めた場合、評定者と協議をし、評定の補正をする。

(考課票及び条件附採用期間勤務評定書)

第5条 定期評定は、別に定める考課票により実施する。また、特別評定は、別に定める条件附採用期間勤務評定書により実施する。

2 評定者は、公正な判断に基づいて職員の勤務成績を考課票及び条件附採用期間勤務評定書に記録しなければならない。

3 前項の規定により記録された後は、事務上の誤りがある場合のほかは、いかなる者も考課票及び条件附採用期間勤務評定書の内容を変更することはできない。

(考課票及び条件附採用期間勤務評定書の効力)

第6条 考課票及び条件附採用期間勤務評定書は、当該評定期間における職員の勤務成績を示すものとする。

ただし、特別の理由がある場合を除き、新たに勤務評定が行われるまでの間は、当該職員の勤務成績を示すものとみなすことができる。

(結果の取扱)

第7条 勤務評定の結果については、公開しないものとする。

(その他)

第8条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

18. 福祉及び利益の保護の状況

職員の福祉に関する措置

職員及び家族の福利厚生充実を目的として、昭和37年7月に職員互助会が発足しました。事業内容としては、福利厚生事業の他に給付事業、貸付事業、食堂運営などがあります。

平成17年度の決算の状況は次のとおりです。

	予算	決算
歳入	269,720,000円	269,795,675円
歳出	269,720,000円	253,987,159円

公務災害及び通勤災害の状況

職員が公務又は通勤により受けた身体的損害(負傷、疾病、障害又は死亡)を補償するもので、平成17年度の状況は次のとおりです。

公務災害の申請受理件数及び認定件数		通勤災害の申請受理件数及び認定件数	
申請	14件	申請	3件
認定	14件	認定	3件

19. 公平委員会の業務の状況

公平委員会の職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての不服申し立てを審査し、必要な措置を講ずることです。

平成17年度において、勤務条件の措置の要求及び職員に対する不利益な処分についての不服申し立てはありません。